

新国際課税ルール

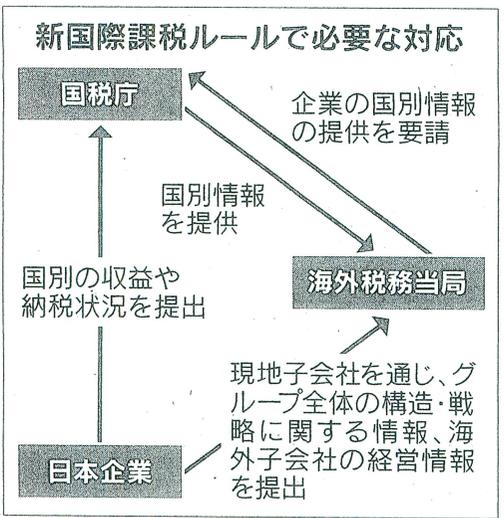
多国籍企業がどこの国からも課税されない二重非課税状態を解消するため、経済協力開発機構(OECD)が策定した新たな国際課税ルールが2016年度決算から適用される。企業には文書の作成、提出など新たな作業が必要になる。新ルールの要点をまとめた。

Q なぜ新しい国際課税ルールを策定するのか。

A 米IT(情報技術)大手などによる法の抜け穴をついた過度な節税を防ぐのが狙いだ。多額の売り上げがありながら、各国のルールでは合法ながらも結果的に税金をほとんど支払わなくてすむケースがある。

Q 日本企業にも二重非課税の事例はあるのか。

A よくあるのがオーストラリアに設立した子会社の優先株式の配当を巡る問題だ。豪州では優先株の配当は損金算入できるので、配当を支払う子会社は課税されない。一方、日本では受け取る配当を益金に算入



国別の収益提出必要に

しなくてすむため、こちらも非課税になる。この問題は税制改正により16年4月以降、日本では益金に算入することになる。

Q 新しいルールで企業に必要な対応は。

A 3つの文書の作成が必要になる。グループ全体の構造・戦略に関する情報を記載した「マスターファイル」、海外子会社の経営や取引に関する情報の「ローカルファイル」、国別の収益や納税額、資産などの情報の「国別レポート」だ。このうちマスターファイルとローカルファイルは、海外の子会社を通じてそれぞれの国の税務当局に提出する。国別レポートは企業の本社がある税務当局に提出することになる。

Q 新しいルールの適用で二重非課税はなくなるのか。

A 国別レポートは企業が本社を置く国の税務当局が、海外の当局からの求めに応じて情報を提供する。このため当局は企業が実際にその国でどれだけ稼いでいるか把握でき、適切に課税ができるようになると思われる。ただ、企業によっては海外子会社とのロイヤルティ取引内容が明らかになるため、海外の税務当局が「一部はこちらに課税権がある」などと指摘し、日本と海外で二重課税される恐れがあるという。

＝随時掲載

リーガルの窓